

令和 8 年 3 月 6 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 殿

医道審議会医道分科会

診療科名標榜部会

部会長 五十嵐 隆

標榜可能な診療科名の追加について（意見書）

1. 標榜可能な診療科名の追加について

医業・歯科医業に関して広告可能な事項については、医療法第六条の五に定められており、広告可能な事項の一つである標榜可能な診療科名の追加をしようとする際は、同法第六条の六第二項に定められているとおり、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

今般、日本睡眠学会より、関係学会の賛同を得たうえで、単独で標榜可能な診療科名と組み合わせて標榜できる用語として、新たに「睡眠障害」を追加することについて、要望があった。

当部会においては、標榜診療科名についての審議を行い、以下のとおりその結果をまとめたので報告する。

（1）睡眠障害の標榜について

本部会において標榜診療科名に関する基本的な考え方に基づき議論を行った結果、「睡眠障害」を組み合わせて標榜可能な診療科名に追加することは適当である。